

# あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金

## 「ふるさと納税3.0」事業者提案募集要項

あわら市（以下「市」という。）では、ふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という。）の創出又は生産等を拡大する取り組みに対して、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱に基づき事業者支援を実施します。この取り組みは返礼品提供事業者（以下「事業者」という。）が、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、その資金で設備投資等を行うことで、返礼品の創出又は生産等の拡大を図り、延いては地域の活性化及び雇用の促進を目指すものです。市では、この取り組みを「ふるさと納税3.0」と総称しています。

つきましては、この「ふるさと納税3.0」の取り組みに参画を希望する事業者の事業提案を募集します。

### 提案募集に係る事項

#### 1. 全体概要

「ふるさと納税3.0」を活用し資金調達をしたい方からの事業提案を募集します。採択された事業者の提案事業については、市がCFにより寄附を募ります。CFの期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成した場合は、あわら市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱の規定により事業者に補助金を交付します。事業者は当該補助金を活用し、返礼品の創出又は生産等を拡大する取り組みを実施していただきます。

#### 2. 応募の資格等

次の各号に掲げる項目を全て満たす者が対象となります。

- (1) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、当該補助金による開発等により生産される製品を補助金の交付決定の日から5年以上継続して本市のふるさと納税返礼品として提供する者であること。
- (2) 国又は他の地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象事業と同一の事業に対して同種類補助を受けていないこと。
- (3) 市税等の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く。）がないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者又は反社会的勢力から出資等資金提供を受けている者でないこと（法人の場合はその役員を含む。）。

#### 3. 募集対象事業

平成31年総務省告示第179号第5条の基準を満たす返礼品に係る事業であり、次のいずれかに該当し、かつ補助対象経費の合計が400万円以上の事業が対象とします。

- (1) 新たな返礼品の生産・製造を行う事業
- (2) 既に取り扱っている返礼品の生産・製造を拡大または改良する事業

#### 4. 補助対象経費

ふるさと納税返礼品の開発等に要する次の各号に掲げる経費のうちCF採択日から補助事業完了日もしくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに支出が完了したものを対象とします。

- (1) 工場及び作業場等の建物取得に要する経費
- (2) 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
- (3) 製造及び生産装置の機器購入費
- (4) 備品購入費
- (5) 商品開発費、試験研究費及び委託費
- (6) その他市長が必要と認める経費

ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は、対象経費には含まない。

## 5. 補助金額

交付する補助金はCFにより調達し、寄附額の4割を交付します。補助上限額は補助対象経費の合計額か2,000万円のいずれか低い金額を上限とします。ただし、補助金の交付条件として目標額（補助対象経費の1.25倍の寄附額）に達する必要があります。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

### 【ご参考】

補助対象経費、目標額、補助金額の定義

補助対象経費：提案事業のうち補助対象となる経費

目標額：補助対象経費の1.25倍の寄附額

補助金額：寄附額の4割（補助対象経費の合計額か2,000万円のいずれか低い金額が上限）

(例)

補助対象経費2,000万円の場合・・・

目標額は2,500万円（CF終了時2,500万円未満であれば補助金は交付できません）

CF終了時、寄附額2,000万円 → 補助金なし

寄附額2,500万円 → 補助金1,000万円

寄附額5,000万円 → 補助金2,000万円

## 6. 採択件数

提案事業の審査を実施し、予算の範囲内で選考・採択します。

## 7. 提案募集停止・中止又は取消し

国の制度変更や市の施策方針変更のほか、CFにより資金調達ができないなどやむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合、停止・中止又は取り消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

### スケジュールについて

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 事前相談     | 令和7年3月31日（月）午後5時まで        |
| (2) 応募書類提出期限 | <u>令和7年4月10日（木）午後5時まで</u> |
| (3) CF採択     | 4月下旬を目途に通知します。            |
| (4) CF開始     | 令和7年5月以降（CFページの完成後）       |
| (5) 事業開始     | CF採択日以降                   |

※事業提案の応募を検討される方は事前相談にお越しくください。事前相談がない場合は応募の受付がで

きかねますのでご注意ください。CF開始以降のスケジュールは事業者様の提案事業ごとに異なるため、CF開始以降の詳細なスケジュールは事前相談時にお伝えします。

## 応募方法について

### 1. 提出書類

企画提案の応募にあたっては次の書類を提出してください。

- (1) 企画提案応募書【様式1】 1部
  - (2) 企画提案書【様式2】 1部
  - (3) 収支計画書（補助対象経費の概算見積書）【様式3】 1部
  - (4) 直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書） 1部
  - (5) 直近の法人税の申告書（法人の場合） 1部
- (1)～(3)の様式は市ホームページからダウンロードしてください。

### 2. 記載要領

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください

- (1) 紙媒体により正本1部を作成してください。
- (2) 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- (3) 企画提案書は後述の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。
- (4) 企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。
- (5) 記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認いただく等、十分に注意して作成してください。

### 3. 提出先

〒919-0692 あわら市市姫三丁目1-1  
あわら市 創造戦略部 市民協働課ふるさと納税推進室

### 4. 提出方法

「1. 提出書類」を直接「3. 提出先」まで持参又は郵送。

### 5. 提出期限

令和7年4月10日（木）午後5時まで

## 審査方法及び審査基準

### 1. 審査方針について

応募書類の審査は、選定委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、採択事業者を決定します。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

### 2. 審査項目及び審査基準について

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、採択事業者を選定します。

審査項目	審査内容	配点
------	------	----

提案者について	・ふるさと納税事業でのこれまでの取り組み・実績	20点
提案内容について	・返礼品提供価格、提供数量、市場性などを踏まえた返礼品としての可能性 ・実行性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・地場産品基準及び関連法規の適合 ・事業完了までのスケジュール	50点
資金・収支計画について	・投資額 ・収益性 ・資金計画	30点
		合計 100点

### 3. 審査結果について

審査結果は応募いただいた全ての事業者に対し通知します。

### 4. 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出期限が過ぎて企画提案書及び添付書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 募集要項に記載する事項に違反した場合
- (7) 同一の個人・法人が同年内に複数の申請をした場合
- (8) その他事業者として適当でないと市長が認める場合

#### 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。
- ・採択された企画提案内容に関して、審査選定後に市と詳細について協議させていただくことがあります。なお、その協議の結果、CF等の実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- ・補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。
- ・補助対象事業の完了予定日までに事業の履行が見込めない場合等において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。
- ・事業者は補助金の交付後5年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類を提出する義務を負います。
- ・CFでの資金調達の際は在庫管理及び発送管理を徹底してください。資金調達のために供給量を超える受注をするなど、寄附者との信頼を損なう行為をする場合は、採択を取り消し、CFを中止します。
- ・あわら市ふるさと納税の返礼品提供事業者であることを十分に理解し、市の信頼などを貶めるような行為は厳に慎んでください。